

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【9】

2. 日時：令和4年10月20日（木） 10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
畠山安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、田邊火災対策二係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 部長※ 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。そうしましたらこれから、先代原子力発電所等玄海原子力発電所の
0:00:08	火災バックフィットに係る設計施工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	規制庁西内ですけどもそれでは早速ですけど、提出をいただいている資料 1、確認事項に基づいて確認を進めていきたいと思います。
0:00:26	衛藤。基本的にはこちらから 1 件 1 様で確認を進めていきたいと。そちらからの説明の冒頭はもう省略したいと思いますけども、何か先にアノへ九州電力の方からここは先んじて説明をしておきたい補足をおきたいというような事項ありますでしょうか。
0:00:44	九州電力後藤です。こちらから先んじてお伝えする内容ございませんので、よろしくお願いいたします。
0:00:51	はい。ありがとうございます。
0:00:53	もうナンバー順に沿ってですけども先にちょっと資料をもって体裁というか全体的なところで確認したいんですけど、
0:01:03	衛藤。
0:01:05	No.1 からNo.20 の確認事項に対しての回答を今回オレンジハッチングしていただいている部分回答いただくということで、
0:01:13	例えばナンバー1 とか 34 とか、白抜の部分は今後御説明予定ということですよ。
0:01:20	はい。九州電力後藤ですご認識の通りでございます。
0:01:23	はい。衛藤。
0:01:27	逆に言うとしてという話になるんですけど、残っている説明事項は、この白抜きの部分だけという理解ということでしたっけ。
0:01:38	はい九州電力五藤です。ご認識の通り、ご回答が必要な確認事項については、今白抜きの箇所になっております。以上です。
0:01:47	はい。衛藤規制庁西内です。
0:01:50	前回のヒアリングの時に
0:01:57	例えばこのNo.6 のコメン等ですよ。
0:02:01	No.6 のコメントはもうすべてのエリアに網をすべて反映いただいている。だから個別の説明もすべてほぼほぼ終わっているのは、説資料には載せられているという理解でよかったですっけ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	九州電力後藤です申し訳ありませんNo.6 のコメントを、前回ご説明させていただいた個別エリアに対して今回、反映したものを提出させていただきます、
0:02:25	その他の、前回ご説明できてない一次系一次冷却材ループ室等の個別エリアについては次回のヒアリングで、今回ご説明させていただく
0:02:36	構成で問題ないということが確認取れましたらコーセーの清資料でご説明をさせていただきたいと考えております。
0:02:45	規制庁西内ですよ。そうですね。そこが一番認識としておきたいところで結局残っている。
0:02:53	九州電力の方から提出いただかなきゃいけないもの、回答いただかなきゃいけないものっていう意味で言うと、そういうところの白抜きの部分以外に、もう一度全般的に資料を見直して、
0:03:05	再提出いただくということが残っているということですよね。
0:03:10	はい。九州電力後藤ですご認識の通りちょっと今回、個別エリアのリストを載せなかったのですみませんその点ちょっとわかりづらくなってしまっていて申し訳ありません。ご認識の通りです。
0:03:23	規制庁西内です。承知しました。
0:03:27	ちょっとこれは次回以降の進め方にも関わるんですけど、おそらく今回の話を踏まえて次回以降ある程度全体の資料が整ってくるのかなと思いますので、
0:03:37	結局いろいろなところに
0:03:40	関係性が深い話があるので、次回はその補足説明資料の全体版という形で一度ご提出をいただきたくてですね、その中でここはまだ残っている更新更新更新する予定がありますとかそういうところは例えば目次ベースで明確にさせていただくとか、
0:03:56	そういった形でちょっとご提出をいただいてちょっと残っ残っているもの残っていないものを少し明確にする形でご提出いただければと思うんですけどもお願いしてもいいですか。
0:04:07	はい。九州電力後藤です了解いたしました次回ヒアリング時、補足説明資料全体をお示しいたします。以上です。はい。規制庁西内です。そうですねその上でまだ更新ができていないこれから更新予定だということは、
0:04:21	むしろ内容的にボリュームがあるのであればそこはもうくじい納付部分だけで、の内容はもう割愛してしまってもいいと思っていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:49	こちらのですね燃料取扱設備エリアに関する設計上の記載は、フローとしては変わっておりませんで、
0:06:59	これまでアナログ式の煙感知器フロー受ミギタ 15 ページですね、通しページ 15 ページの 7-3-8 図で、燃料取扱建屋の高天井エリア等と書いてある緑枠しております箇所、これまでこの
0:07:14	消防法施行規則等によって炎感知器、非アナログ式の炎感知器を設置することとしていたものと、藤赤尾、赤破線で囲んでる方でアナログ式の煙感知器の設置または兼用ってところのこちらの兼用の方を、
0:07:30	使用しようというか適用しまして、煙感知器、兼用することで記載しております、設計しておりましたが、衛藤。
0:07:40	高天井エリアであれど江藤エリア内に煙感知器をつけた方が兼用するよりも早いのではないかっていうふうなことで、エリア内に設置するふうな責任、
0:07:51	変更してございます。
0:07:53	すいませんちょっと一部補足となる、なりますがフローに関して
0:07:59	一部変更している箇所がございまして、非アナログ式の炎感知器の下に一部アナログ式の熱感知器っていうふうな記載を今回加えさせていただいております。こちらの
0:08:13	2号機川内2号機の使用済み燃料ピット水タンク室の一部に、熱感知器を設置する必要がございましたので、こちら江藤フローとしては記載を追記しておりますが、
0:08:25	燃料取扱設備エリアに関わるものではございません。以上です。
0:08:34	規制庁西内です。
0:08:38	ちょっと二つに分けて確認をしたくて、まずは、設置または兼用っていうところろ、
0:08:45	の考え方をお聞きしたいんですけど。
0:08:48	基本的にそのフロー上、
0:08:52	炎、音煙熱炎っていうものがそもそも環境条件的に選定できるのか、っていう流れがまずあって、そのあとに設置方法を検討していく上で消防法施行規則通り建設できるのかどうかっていうところがまず来るわけですよね等で、
0:09:08	いろいろと採用していてその煙熱とかっていう能勢採用しました。あと設置していくっていう断面において、
0:09:17	その当該場所に設置するかまたは他で兼用するかっていうところはそれは湯。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:22	考え方としては当該場所に設置できるのでは設置するけども、制約があって設置できないのであればその他の場所で兼用するってそういうその優先順位があると思っていいんですけど。
0:09:38	九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます、基本的につける、つけてその感知器によって優位に火災の感知が図れるところ箇所については、
0:09:54	設置をし、する方向で設計しております。以上です。
0:10:00	規制庁西内です。
0:10:03	ちょっとすみません全体のフローって前回のヒアリング資料に載ってましたっけ。今回のヒアリング資料には載ってないですよ。
0:10:11	九州電力の後藤です。衛藤フロー後ばいい。すべてに関してはですね 通しページ5 ページの7-3-1 図から7-3-5 図で、
0:10:22	一応すべてをお示しております。
0:10:25	あ、失礼しました。ありがとうございます。
0:10:30	ちょっと復習も含めてなんですけど、
0:10:36	今回の話でいうと、
0:10:39	まず選定のプロセスありますよね5 ページで言うところの青枠のところの2.2. 1 の(1)の①というところ。
0:10:49	まず選定のプロセスが、
0:10:56	この選定のプロセスは、
0:11:03	発電所の中、
0:11:08	ちょっと待ってくださいすみません。
0:11:27	あ、すみませんちょっと若干頭がこんがらがっちゃったのであのね、ちょっとすべて丁寧に確認したいんですけど、九州電力のこの設計フローでいうところの選定っていうところは、
0:11:37	6 ページ目で詳細の設計フローが書かれてると思うんですけど、これはいわゆる発電所内のすべての火災区域における、
0:11:48	選定の考え方として
0:11:50	こういうパターンこういう採用のパターンがありますよっていう選定フローでよかったんですよ。
0:11:57	九州電力の冒頭です。えっとですね、見合えと通し5 ページの、火災感知器の選定とか高井困んでいるところにつきましては、
0:12:07	火災感知器のそのラインナップをそろえるっていうふうなイメージの選定になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	今回火災防護設備設計するにあたって当社の発電所に於いて設置する火災感知器は、これらを使いますっていう選定の方の意味合いになっておまして、
0:12:26	通しページ 6 ページで、カクウ環境条件なりを確認しながら、ラインナップした探知機の中から選択するのは、
0:12:37	2 ポツ 2 ポツ 1(1)の①②と書いてあるところを 5 分の 2 ページですね、ちょっとすみません通しページ 6 ページの中でそういった選定した感じの中から、各エリアで江藤選択していくっていうふうな
0:12:51	流れを示しております。以上です。
0:12:56	規制庁西内です。ありがとうございますそのあとにこの高天井エリアとか高線量エリアとかの各エリアごとに、
0:13:05	いわゆる
0:13:08	6 ページで言うところの、設計フローっていう図のタイトルの直上にあるそれぞれの感知を、
0:13:19	違うかその隣のボックスカーの一番左下のひし形の部分ですね。ここでNoに行くのであれば初めて別の設置方法でこういうフローで考えていきますよって話になると、
0:13:31	その時に、もう特定している条件、こういう、
0:13:35	こういう条件においてはそのまま、消防法施行規則で置けないのでこういうフローでありますよってということですね。で、この中で、
0:13:47	さっきの設置または兼用って話があって基本的にはその当該場所に設置することを優先するけども、
0:13:55	そこに置けない場合っていうのはそもそも高天井とかの場合で足りるんですけどつけ。
0:14:03	九州電力の後藤です
0:14:07	ここの燃料取扱建屋や一の高天井エリアでのその設置または兼用と書いてある箇所ですねこれまでちょっとFHBもですね、煙感知キーを取付面に設置することで、
0:14:21	点検維持等がかなり本アトラスと呼ばれる、天井付近にプラスと呼ばれる方針がございまして、点検維持等を難しくなるというふうに考えてございましたので兼用を採用しておりましたただ、
0:14:36	今回分離型と呼ばれるアナログ式の煙感知器使うことで、そちらも解決できることを設計上確認できましたので、今回設置に変えております。あと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	こちら、あともう一つは原価での話になるんですけども、玄関にテンドンギャラリエリアというものがございまして、そちら天井部、取付面が機器ハッチになっている箇所がございまして、
0:15:02	こちらについては設置することでその機器の搬入等を阻害する可能性があるのと、煙はその機器ハッチが完全に密閉されているわけではございませんので上に抜けていくことをかんがみると、
0:15:14	設置ではなく兼用をするというふうな設計をしている箇所がございまして、
0:15:21	規制庁に終日わかりました。だからこのフローで言ってるその火災を漏れなく確実に冠することができるよう適切な場所に設置っていう適切なってというのは、
0:15:32	感知の優位性だとか、あとは、そういったその他の制約っていうのを踏まえて設置または兼用化を判断していくっていうことですね。
0:15:43	はい。九州電力後藤です。ご認識の通りでございまして。わかりましたで兼用って言ってるのは当該場所じゃない。他の火災区画ではっていうわけではないんですよ。
0:15:55	はい。ちょっとこの後の確認事項にも出てきますけれども、これまでで言ってたのか監事区画が別の場所っていうふうな意味合いで同じ火災区域火災区画の中で、
0:16:07	高天井エリアでない場所の感知器を兼用するというふうな意味合いに、
0:16:14	他にも、
0:16:17	わかりましたあとのコメン等でここは正直確認することはしないと思ってて13番のコメントですよ菅地区カクウはもう削除しますって話があったと思うんですけど、
0:16:30	一方で、その結局今の話だとこの兼用っていうワードは換地区画単位で兼用スルーって説明っていうことになってるんですよ。なんか結局その資料上でマッチしてなくて、
0:16:42	これを兼用というかどうかですよ。
0:16:47	結局当該区画内の、
0:16:49	ある感知器でちゃんと感知できるように設計しますっていうことになるんじゃないですかね今の言い方だと。
0:16:56	おっしゃる通りですねすいません。ちょっとまだちょっと換地区画の名残というか考え方の名残が残って今兼用という言葉を使ってたんですけども、
0:17:08	等ですよ、兼業という言葉が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	適切ではないですね。はい。失礼しました。ちょっと記載については、今後見直して、
0:17:19	見直した形で、また最後、資料をご提出したいと思います。
0:17:23	設計としては変わらないんですけども、資料上の記載を修正いたします。
0:17:28	はい。規制庁西内です。基本的にも杭火災区域火災区画、これ火災防護審査基準、というか炉規法に基づき設定している火災区域区画、
0:17:39	ていうもノーで換地設計をしますっていうことで説明を終始いただくのであれば、そこは、
0:17:47	基本的にはその当該区画ないし区域内の火災感知器で感知するかどうかっていうところぐらいしか多分ファクターはないのかなと思いますので、ちょっと兼用っていうワードが若干
0:17:59	午後、変に誤解を与えるだけな気もするのでそこは適切な説明に修正をいただければいいのかなと思いますよろしくお願いします。
0:18:10	九州電力後藤です。了解いたしました。
0:18:13	はい。規制庁西内です衛藤。
0:18:17	それでもう一つ確認したかったのが、
0:18:23	すいません最初に五藤さんから冒頭ご説明いただいたときに、二つもう一つあって一部アナログ式の熱感知器っていう部分の説明も、何か追加でいただいていたと思うんですけど。
0:18:36	そこすいませんもう一度午後簡単にご説明いただいてもいいですか。
0:18:40	はい、九州で冒頭です。
0:18:42	まず、
0:18:44	右下な通しページ7ページの5分の3のフロー図の中で、燃料取扱建屋の高天井エリア等、
0:18:55	下にですね、アナログ式の炎感知器と、アノオクとGで書いております。さらにその下に括弧書きで、
0:19:04	一部アナログ式の熱感知器というものを記載しております。で、こちら一番アナログ式の熱感知器という記載についてはこれまで押し目Cしてきた。
0:19:15	フロートフローに追記した部分になってございます。で、床、こちら追記した理由について今回の資料を用いてご説明させていただきたいんですけども、
0:19:27	1ページの20、
0:19:30	4ページ5ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	こちらの川内 2 号機の使用済み燃料ピット水タンク室の裁判つきの配置を示した図のページになってございまして、
0:19:52	これまでこちらのエリアA棟、非アナログ式の炎感知器とアナログ、アナログ式の煙感知器によって、火災を感知する設計としてございました。
0:20:02	で、今回資料を更新していく中で、入口部に対して、この感知器を設置する。
0:20:13	して、できていないということが、
0:20:16	このためわかりまして、江藤ここの箇所につきましては、他、
0:20:24	床面から取付面までの高さがさほどないことから、熱感知器を設置する設計としております。で、こちらの設計を踏まえまして、
0:20:35	先ほどのフローに、床の感知等熱感知器を設置する旨を表すために、括弧書きの一部アナログ式の熱感知器という記載を追記させていただいております。
0:20:47	以上です。
0:20:53	とりあえずやってることはわかりました。このアナログ式のね、
0:21:01	II
0:21:02	うーん、なるほど。
0:21:10	同士ね。
0:21:14	6-1。
0:21:32	規制庁西内ですわかりますし、
0:21:38	と。
0:21:40	どこか店のフローでいうと、
0:21:44	放射線を、
0:21:48	大丈夫です。
0:21:50	軍人の影響はないです。
0:22:01	規制庁西内です。わかりましたと。だから 1 種類目、このフローで表現してもらっていると 1 種類目としては、感知器と熱感知器っていうものを採用していてその組み合わせとして煙感知器っていうこの 2 種類の
0:22:18	異なる感知方式の組み合わせっていうのが、この+煙と熱+煙っていう組み合わせが混在してる火災区画だっていうことですね。
0:22:28	はい。九州電力後藤です。ご認識の通りです。
0:22:31	だからあれしない。そうか。日下天井エリアの中、高天井エリアはもうちょっと細分化すれば何か不 2 種類の組み合わせがそれぞれあるっていうことですね。
0:22:42	わかりました。とりあえず

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:46	いややりたいことはわかりました。
0:22:51	加西市の齋藤です。すいませんちょっと今のところをちょっと教えて欲しいんですけども 24 ページのところ、今後藤さんがご説明いただいたところの理解として、
0:23:05	炎感知器ワー
0:23:08	今ここに 14 ページのところに出てきている、三つ図面があるうちの、真ん中とか下というか水タンクの上をとりあえず全部見てるということでもまず間違いないですかね。
0:23:25	九州電力の五島です。24 ページで言いますと三つちょっと図がついておりますけれども、下の方のですね使用済み燃料ピット水タンク室下部というふうなところに、
0:23:37	この感知器の判例を記載しておりますがよく置いておりますが、これらの感知器が、当監視している範囲としましては 25 ページの図がわかりやすいかと思っておりますが、
0:23:50	25 ページの図で言いますと、マイナスいえる。すいません。タンクが座っている高さ、
0:23:59	の床面を床面に向いている三角形がございます。こちらがこの感知器になってございまして、この
0:24:08	タンクが座っている床面から 1.2 メーターの高さの範囲を、この感知器で見ているものになります。
0:24:16	以上です。加西市のサイトウですありがとうございます。
0:24:23	ね。
0:24:24	そのです。まずご説明されようとしてた趣旨は、それに
0:24:31	25 ページの方がいいんですかね左側のところの入口のところがあってそこのところは、
0:24:38	炎感知器Dは、カバーできないんで、熱アナログをここには設置するというような説明で、という理解でよろしかったですか。
0:24:48	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。
0:24:53	ちょっとすいません念のための確認なんですけど、24 ページのところと 25 ページのものを比較すると、
0:25:04	すみません、階段の位置がよくわかってないんですけども、
0:25:08	特に 24 ページ真ん中のこの水タンク室下部って書いてある、この下の図ですかね、のところの右下のところ炎感知器 1 個ついててそこにすぐ、
0:25:24	階段がついてるんですけども、この階段で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	何か
0:25:29	床面のところが十分に全部阻害されて監視できてないんじゃないかというふうな気がするんですけどもそこは、
0:25:39	設計上大丈夫なんですかねというのがまず1点お伺いしたかったことですけれども、あともう1点あるんで、いつまでもそちらだけ先をお願いします。
0:25:49	はい。九州電力の後藤です。こちらの方の感知キーで、絵とか階段方向を見ているのは齋藤室長のご認識の通りでございまして、
0:26:00	これによって資格が生まれてないかというご懸念ご最もかと思えますんで、一応そういう資格がないように設計は進めております。
0:26:10	ので、衛藤問題ありませんというお答えになるか、なるんですけども、江藤只野下現場状況を再度確認しまして、この記載の、この団地の記載の位置が、
0:26:22	あまり適切じゃなければちょっと図面の方修正させていただきたいと思っております。
0:26:28	以上です。
0:26:29	はい。関西支社の齋藤です。ありがとうございますちょっとそこがまずアノキ気になってたところが1点とあともう一つは25ページの方見た方がいい。いいと思うんですねえと。
0:26:40	この感知キーが、おそらく●●(非開示情報)という、
0:26:45	すみません黒囲みとは言えないのか、
0:26:49	ちょうど
0:26:52	何だと。
0:26:54	高さの表示が出てるところの真ん中辺に、
0:26:57	この感知器がついてるように見えるんですけども、
0:27:01	それー、その炎感知器、
0:27:05	のカバー、カバーしてる範囲とかで階段のところって、
0:27:11	一応火災を見なくてもいいというような設計になってるんでしょうか。それとも、その辺の火災の部分は、この感知器でカバーできないところはこの入口のところにある熱アナログでとりあえず全体として見ますと、
0:27:26	というような設計になっているんですけどつけっけっけというのがもう一つ下、この部分で最後に確認したかったところなんですけども。
0:27:33	ちょっと解説をお願いしていただいてもよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	九州電力の後藤です。この階段、トウミ 25 ページの緑で示しております階段につきましては、当監視が必要だとこのエリアの床面としては、考えておりません。
0:28:01	ので衛藤オチアイ入口部に設置した熱感知器によって、感知できているという場合でもないのが現状でございます。
0:28:10	江藤。こちら改めてきちんとご説明できるように、確認事項を用いてご回答させていただきたいと思います。以上です。
0:28:22	葛西氏のサイトウですありがとうございます。すいません事実関係はちょっとイメージ感をちょっと膨らませるためだけにちょっとだけ教えて欲しいんですけどこの会が結構狭いんですよっていう。
0:28:34	狭くて可燃物なんて起きようがないというようなそういう場所だっていうことでよろしかったですよっていうすいませんそこだけ事実関係だけ教えてください。
0:28:42	はい。九州電力の後藤です。こちらのガイド構成の階段になってございまして、人 1 人通るぐらいの
0:28:52	ぎりぎり。
0:28:55	人 1 人、藤瑠羽ぐらいのスペースの階段になってございまして、ものを何か置くようなことは考えられない、海岸部になってございます。以上です。
0:29:07	はい。河西さんサイトウですありがとうございます。大体のイメージは掴めましたので、はい。私からの質問は以上となります。
0:29:18	規制庁西内です。少々お待ちください。
0:29:25	規制庁西内です。
0:29:31	さっきちょっとコメント No. 2 とあとは若干その先ほどお話があった菅知久加来はもう説明することにしませんっていう話が、
0:29:44	お話をいただきましたけど、
0:29:47	ちょっとすいません関連でナンバー 13 だけ先に話触れちゃったので嫌やっちゃいますね。
0:29:53	菅知久国はもう使用する必要がないため削除します。ただし参考資料と先生提出している配置図とかについては、
0:30:04	これは、
0:30:06	どういう理由でしたっけというのは、あれですかねここも含めて、修正しようと思うと結構修正内容が大部になって、
0:30:16	実質影響がない部分なので、ここのこのまま進めさせていただきたいとそういう趣旨と思えばよかったですっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:24	九州電力の後藤です
0:30:27	正しいからで書いている箇所につきましては
0:30:31	今回必要個数県アノ間感知器ごとの必要個数というのをある、これまで言っていたのか近くの単位で割り出してお示してそれに対して既設の個数追設の個数で必要こそ満たしていますというふうな、
0:30:48	個数整理表をお示しておりますそれによって消防法施行規則のルールの一部を機器ルールの一部というか消防法施行規則上求められる個数を満足していることをお示しているんですけども、
0:31:02	これはその3地区全部なんでしょう。グループ化を説いて全部感知区域として表そうとすると、なかなか
0:31:11	借りてる足りてないという議論をすることが難しくなりますので、設計上はやはりそのグループ化っていうのは解かずに、配置図上でこの範囲を示している、神吉火災区域なり葛西北と、
0:31:25	この一つのグループ緑の破線でくる一つのグループごとに分けましてその範囲内で消防法施行規則上求められる個数を満足しているというふうな説明は、必ず必要なものだと思いますので、
0:31:40	言葉としては、全く定義する必要はないと思ってるんですけども、設計上そこはちょっと解除できないので、そういった単位での資料構成になっていることを、今、
0:31:51	お伝えしておきたいと思つての文章になります。以上です。
0:31:56	規制庁西内です。
0:32:01	今おっしゃったのは、実際に現場で設計するときには、区域区画単位でやる前やる頭はもちろんあるんだけど、さらに詳細設計を行う際にその感知区画区域っていうものをさらに
0:32:14	分けて設計をしていく。
0:32:17	管理というか設計をしていくっていうことをやっている。
0:32:21	ていうのがまず頭にあると思い、思えばいいんですけど。
0:32:25	はい。決してゴトウですご認識の通りです。わかりました。で、
0:32:32	わかりましたその上で施工人の、今回の適合性を説明するにあたっては、実設計でそういうそういう手法でやっているっていうところを、あえて説明せずとも、またご説明する必要がないのでまず基本的には削除します。
0:32:47	ただ個数整理表についてはそのままその実設計で使っているものも含めて使いたいですってそういうことですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	はい。九州電力後藤です。ご認識の通りです。わかりました規制庁西内です。今回の提出資料には入っていないので今後出てくるとき次第ですけど、
0:33:05	少なくとも他の説明資料補足説明資料添付資料も含めて、申請書も含めてですけど、そこは火災区域区画単位として説明をいただく。
0:33:15	ものと理解をしたので、その犯行資料としてお出しいただくときにも、その間、再区画区域との関係性、
0:33:24	要は頭がいきなり換地区画に対しての説明で始まってしまうと何それっていうところから始まっちゃうので、その繋ぎっていうんですかね、要は、一番左っかわにそのまず火災区域区画がずらっときて、
0:33:35	その中に換地区画がそれぞれ出てくるっていうような表だったらなんか繋ぎもわかるんですけど、
0:33:41	そういうようなイメージで出てくるものって思えばよかったですっけ。
0:33:45	はい。ちょっとまだ修正かけておりませんが今回菅地区架空ではなくて火災区域区画単位で物事をご説明するということにみあった形の資料構成としてお出しいたします。
0:33:59	規制庁西内です。了解しました。
0:34:02	ちょっとコメントNo.13 もやりましたけどコメントナンバー2 と 13 私以上ですけど何かほかに規制庁が行われますか。
0:34:09	よろしいですか。
0:34:11	はい。
0:34:11	ではまた何かあれば後でまたお願いします。衛藤じゃナンバー5 を続けてもう1 個一つずつ進めていきますけど。
0:34:18	ナンバー5 については、まず、
0:34:22	消防法施行規則の文言等を統一しますと、
0:34:26	その上で、基本設計方針においては4 行までの記載としますっていうふうにおっしゃってるのは、結局だから高天井エリアとしては
0:34:35	1 号 2 号、両方ある。
0:34:38	あって、
0:34:39	まだ下4 行を2 本項として書いておけば、
0:34:44	十分であるという考えが頭にあると思えばいいんですけど。
0:34:48	はい。九州電力後藤ですそうですね4 号までの記載であれば、10 分何江藤歩包括してきちんとかけているという点と、
0:35:00	基本設計方針上は何号というところまで細かく書く。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	炎の詳細さは要らないというふうな判断で、基本設計方針上は4行までで、添付中資料以下については少し詳細にご説明するために、
0:35:16	2号で統一した文言に修正したいと考えております。以上です。
0:35:21	はい。規制庁西内ですわかりました。私は特段ここはないですか。規制庁側からありますか。よろしいですか。
0:35:28	はい。
0:35:29	続けてナンバー6のコメントこれは混合の多分全般に係る話になります。
0:35:37	各、
0:35:38	いわゆる消防法施行規則通りオカない場所ですよ。その設計の流れについて
0:35:46	冒頭1ページもそうですけど通しページでいうと10ページ目以降とかで、ブレイクダウンして説明をいただいていると思うんですけど基本的に私は
0:35:56	お願いしたイメージで私はイメージやっていて、こういった形で今後ご説明いただければ十分かなと思っています。
0:36:05	そういう意味では10ページ、右下10ページから20ページ目ぐらいがあればですかね一つの場所に対しての、
0:36:16	説明のイメージ。
0:36:19	になると思う。
0:36:21	言ってますけど、
0:36:22	私は特段ここは、こういうイメージで今後説明いただければ他のエリアについての説明いただければいいのかなと思っています、この構成とか、あとこういう説明がちょっとこういう観点が足りてないよとかそういう観점에서規制庁側から何かありますか。
0:36:41	基本的に
0:36:43	しっかりその基本設計方針のこの条件との、この条件に該当するから、
0:36:49	設置できないんだと、そもそもの場所の説明ですよ。区域カクウとしてどういう場所なのか、どういう設備が設置されているのか。
0:36:59	火災感知器としてどういう設計をするのか、最終的にその保安水準を達成するためにどういう理屈になるのかっていうところがパッケージで説明されているので、全体像が整っていて、
0:37:11	構成としては問題ないと思うのでこの整理で基本的に他のエリアについても説明いただければと思いますけど、他に規制庁側から何かありますか。よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:20	もちろん個別エリア出てきた時にケースバイケースで、ちょっと個別エリアの特有の話がちょっと追記いただくということは今後あり得ると思いますけども、基本的にこの整理で今後また他のエリアについても、引き続き説明をいただくということでお願いしてもいいですか。
0:37:37	はい。九州電力後藤です。当庫こちらの構成で、今後資料、資料を作り込んで、他の個別エリアについてもご説明させていただきます。よろしく申し上げます以上です。
0:37:48	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:37:51	じゃあ次何頭 7 番ですけども、
0:37:55	これは若干ラフ付随して多分質問した項目だと思いたいますが、これについては私特段追加の確認はないですけど規制庁が何かありますか。
0:38:08	よろしいですか。
0:38:09	はい。
0:38:09	じゃあ続けてコメントナンバー 9 番ですかね。
0:38:14	当区域区画の設定条件についてなんですけど、ここをちょっと一度簡単にご説明をいただきたいんですけどちょっとお願いしてもいいですか。
0:38:25	はい。九州電力の小宮です。こちらコメントナンバー 9 番についてご説明させていただきます。
0:38:32	まず資料は、右下 105 ページをお願いいたします。
0:38:39	資料右下 105 ページ説明資料 2 として準備しておりますが、こちらの再稼働時の設置許可のまとめ資料より、火災区域区画の設定についてという資料を抜粋して添付してございます。
0:38:54	こちらの資料につきましては、1 ポツの概要から、2 ポツの要求事項、2 ポツ 12 ポツに火災区域火災区画とということで、説明を書いております、
0:39:05	3 ポツから、火災区域区画の設定要領として説明書きをしてございます。
0:39:12	この 2 ポツ 1 から 3、3 ポツの内容を要約して、記載しておりますのが、節、確認事項リストの 9 番の回答欄に、甲斐。
0:39:25	記載している内容でございます。
0:39:29	その内容について説明させていただくんですけど、資料の右下 108 ページ、こちらに火災区域区画の設定のイメージを図で表した資料がございますので、
0:39:40	こちらは見ていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:48	コメント、確認事項の 9 番の回答欄、読ませていただきます。
0:39:53	まず初めに、火災区域または火災区画の設定にあたっては、火災防護を行う機器等の設置箇所、あと建屋の間取り、あと機器やケーブルの配置。
0:40:04	あと耐火へきの能力及び系統分離基準等を総合的に勘案して設定しております。
0:40:11	まず火災区域につきましては、火災防護を行う機器等が設置される建屋を火災区域に設定してございます。
0:40:19	右下 108 ページの設定イメージの図でいきますと、①の図に該当する内容になります。
0:40:29	こちら
0:40:30	火災防護対象機器として火災から防護すべき機器を、赤色でしたり、青色で示してございますが、そういった守るべき設備がある建屋につきましてはその外周を、
0:40:44	火災区域、ずれますと、黒実線。
0:40:47	火災区域を設定してございます。
0:40:51	建屋の外周を火災区域設定するんですけども、さらに、系統分離の状況を考慮して建屋内を分割して火災区域に設定しております。
0:41:01	そちらが右下 108 ページの図でいきますと、②の状態になります。
0:41:07	はい。
0:41:07	応募対象が例えばグループ外周、黒実線で、火災区域として設定しているんですけども、あとは機器の配置状況を考慮して、
0:41:17	赤、赤で描いているものが、Aトレンの防護対象機器、青で描いているものが、Bトレンの防護対象機器になるんですけども、これらの系統分離も考慮して、壁等で分離できる場合はそこを火災区域として細分化して設定しております。
0:41:32	続きまして火災区画に対火災区画の設定につきましては、
0:41:39	設定した火災区域を、間取り、機器の配置及び系統分離等の観点から、さらに細分化して設定したものが火災区画になります。
0:41:49	右下 108 ページの図でいきますと、③の状況になっておりまして、
0:41:55	建屋外周と系統分離を考慮して設定した火災区域の黒実線を、さらに機器の
0:42:02	建屋の間取りや機器の配置を考慮して、プロ点線でフロア線で細分化したものが火災区画となっております。
0:42:13	このように細分化して火災区画に設定するんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:17	衛藤火災防護を行う機器等が設定されていないエリアにおいても、開口部を有する等の理由で隣接する火災区画への火災の影響を考慮する必要があるエリアにつきましては、
0:42:28	こちらも火災区画として設定しております。
0:42:31	右下 108 ページの図でいきますと③の、
0:42:35	図の右上に描いております。
0:42:38	例のエリア、こちら、こういった箇所も火災区画として設定しております、
0:42:44	例のエリアの説明書きを、一番下の具体例のところに書いてございますが、
0:42:50	火災から防護すべき機器等が設置されていないんですけども、開口部を有する耐火比木で囲まれている区画、
0:42:57	というところも火災区画として細分化しております。
0:43:01	このように、火災区域火災区画を設定していくんですけども、そういった中でも、階段室、
0:43:10	階段室やコンクリートダクトといった一部のエリアにつきましては、火災防護を行う機器等設置されていないことと、持ち込み可燃物が保管されていないと。
0:43:20	いうことから、こちらは火災区画より除外してございます。
0:43:25	火災区域区画の設定につきましてご説明は以上です。
0:43:32	はい。はい。規制庁に周知です。衛藤。まず、
0:43:38	新基準のときに説明いただいた内容ですけど、
0:43:41	基本的にその何ていうんですかね、
0:43:44	A1 から設計する、しているわけじゃなくて、既設のものに対し、既設の部屋に対して設定するときのまず設定の流れということでまず理解はしましたで。
0:43:54	ちょっとまず、全般的にですけど家系統分離の状況を踏まえますとかを総合的に勘案して、
0:44:02	火災区画設定しますって言うのは、これは念のためですけど、
0:44:06	影響、火災防護審査基準で言うところの 3 項の影響軽減、2.3 項の影響軽減対策。
0:44:13	をやった後に火災区画区域を設定してるわけじゃなくて、あくまで機器の配置状況とかが、系統分離的な観点で、それについて勘案して設定したっていう意味合いでいいんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	九州電力の小宮です。ご認識の通りです。以上です。はい。ありがとうございます。
0:44:33	私確認者の1点だけでして
0:44:36	その階段室とかの除外の話なんですけど、ちょっと除外っていう部分の、ちょっと意味合いが理解ができていなくて
0:44:46	まず、火災区域を大きく枠で設定していて、その中を細分化したものが火災区画ですよね。
0:44:54	で、藤今井。
0:44:57	た除外しているっていうのは、火災区画から除外でよかったんですけど、ちょっと最後の説明の部分がちょっと私若干今ぱっと理解できなかったんですけど、この108ページの図でいうと、
0:45:10	100ページの図でいうとまずその状況は書いてないって理解でいいんですよね。
0:45:17	はい九州電力の小宮です。108ページの図でいきます。その状況は描いてございません。以上です。はい。火災区画から除外でいいんですけど、
0:45:28	要は火災区画細分化した火災区画の中に、そういう階段室があった時にそこは火災区画じゃないよって言うってそういうことですか。
0:45:44	九州電力の小宮です。階段室やコンクリートダクト等につきましては、火災区域と火災区画両方から除外している状態になっております。以上です。規制庁西内です。ちょっとまず具体例を一つ、多分いろんな場所があると思うので、具体例を一つ出して説明をいただきたくて、
0:46:02	衛藤。
0:46:04	まず火災区画から除外しているパターンが一番細かいところで具体例があってわかりやすいと思うんですけど、一つの火災区画があります。
0:46:12	で、火災区画の境界としては例えばそのへや一の枠で設定していました。ただその中に階段。
0:46:21	部屋、階段室みたいなものがあったときに、それを除外しているっていうのは、どうやってわかるんですかね。いや例えばですよ。
0:46:32	たとえ、ハタあせんそういう意味でいうと、共通のをもって説明、やりとり者がわかりやすいと思うんですけど108ページの図でいうと、多分②がすごい一番わかりやすくて、
0:46:45	丸2のズー。
0:46:47	を見ながらでいうと、この長方形の、
0:46:50	外枠が火災区画として設定しているとしてですね、この中に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:56	三角人しか資格系の部屋みたいなものがある、ここが階段室と仮定したときにですね。
0:47:06	火災区画としては、外の枠で設定してるんですよ。で、
0:47:11	ただ階段室は除外っていうとそれ火災区画の境界を変えなきゃいけないんじゃないですかね。
0:47:20	まず火災区画から除外っていう言い方の扱いがよく理解できなかったのはそこで、
0:47:25	結局火災区画って境界、境界を設定してますよね。
0:47:29	そこから除外するってことはそこを別の境界として設定し直さなきゃいけないんじゃないですか。
0:47:36	何か聞きたいことわかります。
0:47:40	九州電力の小宮です。
0:47:42	先ほどご説明いただきました例えば②の図を例にして、一番外周を火災区画と仮定して、右下の四角を階段室と仮定したときに、
0:47:55	火災区画の今日、火災区画の
0:47:59	境界としましては、
0:48:01	階段室の壁に沿って区画されるような状態になります。
0:48:06	この御説明では、まず。規制庁西です。ありがとうございます。最後、階段室再区画内の、
0:48:17	階段室の壁に沿って、火災区画の境界が描かれるという状態になってございます以上です。規制庁西内ですわかりましたから、それはそもそも火災区画として設定していない場所ってことですねまず、
0:48:31	扱いとしてそうなると思えばいいんですね除外しているというとか設定した上で何かまた別の扱いをしているような意味合いに聞こえたんですけど。
0:48:40	まずそもそも火災区画としていないっていう説明。
0:48:44	と理解しましたけど、いいイメージ合ってます。
0:48:48	九州電力の小宮です。
0:48:50	若干言葉遣い、問題ありまして申し訳ございませんでした。西内さん、おっしゃる通り、除外というよりはもともと設定されていないエリアだと。
0:49:00	ということです。以上です。はい。規制庁西内ですわかりましたで、その上で今度火災区域の観点なんですけど、
0:49:09	ただ、そこは火災区域の中であることは間違いないですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	規律電力のコミヤです。火災区域に含まれるエリアではありません。そうですね。だから火災区域としてはその階段室が設定されているっていう意味合いになると思うんですけど。
0:49:28	そうした時にそこから除外しているって説明がさらに加わるんでしょうか。
0:49:34	火災区域としては設定されている場所だけでも、安全停止に必要な機器とかが全く設置されていなくて、かつ他の火災区画とかと三島、分離されているから何もしてませんとかそういう説明が何か別に来るだけなのかなって気がしたんですけど。
0:49:50	区域から除外をしているって説明があるんですけど。
0:50:01	ええ。
0:50:02	九州電力の小宮です。火災区域キーを設定している建屋の中に含まれるエリアではありませんけども、
0:50:18	衛藤白抜きエリアといいますか、
0:50:22	規制庁西内ですけど要は火災区域には設定してるんだけど区画として設定してないエリアってことですよね。
0:50:32	深津電力の小宮です。はい。その認識ですそうですね。そうしたときに、
0:50:38	火災区域として設定している以上、
0:50:42	火災区域としての対策は必要になっていないっていう認識をされてるってことですか。
0:50:52	火災区域としては設定されているっていう理解をまずしてるんですけど。
0:51:04	九州電力のコミヤです少々お待ちください。
0:52:19	九州電力の小宮です失礼しました。笠井久井階段室につきましては、
0:52:27	火災区域に含まれるエリアであって、火災区画からは、
0:52:33	火災区画には設定してございません。
0:52:36	階段室につきましては火災防護を行う機器等もありませんし、可燃物を持ち込まないエリアにもなってございますので、
0:52:44	火災区画も設定せず、
0:52:49	火災防護を行う対象のエリアからは、
0:52:53	外されていると。
0:52:54	いう状態です。以上です。
0:52:58	規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	火災防護対策を行わないエリアみたいな形で言われると、若干ちょっと多分誤解を生む表だけだけの表現な気がしていいですね。
0:53:13	まず、他の火災区画。
0:53:16	細分化した火災区画とのな分離状況というんですかねそういうような関係性、
0:53:25	しっかりその限定されているエリアであるとか、
0:53:29	あとそもそも機器が設置されていないとか、
0:53:33	という状況を踏まえてそういう設計をしますっていうことではないんですか。
0:53:39	ちょっとその非説明の仕方がすごいちょっと。
0:53:42	引っかかってしまったっていうのが何か、率直なところなんですけど。
0:53:52	やっぱりそんなあれなんですよ火災区域として、
0:53:56	設定した以上は、
0:53:58	まず、区域としての説明はマストで必要になってくると思っているんですけど、
0:54:05	そういう意味で例えば発生防止とか感知オカって区域として区域区画としての設計ですよ。
0:54:13	そういうところにどういう設計をするかって話になったときに、何もみませんではなくて、
0:54:19	発生防止を多分していると思うんですけど、例えば感知消火においてはそういう危機状況とか他の火災区画との分離状況とかを踏まえて、
0:54:27	特段し実施していません。消防法施行規則による障防法としての火災防護対策しかしていませんとかそういう説明があるのかなっていう気がしてたんですけど。
0:54:38	何か認識が若干違いましたかね。
0:54:58	九州電力のコミヤですし、ちょっと説明の、四方、申し訳ございませんでした。こちらの階段室の取り扱いにつきましては、
0:55:08	イメージ図等を用いながら、
0:55:12	以降のヒアリングで、詳細に説明させていただきたいと思っているんですがよろしいでしょうか。規制庁に周知するそうですねちょっと少なくとも先ほど、②の図で何か簡易的に、
0:55:23	お話をさせていただきましたけど、ちょっと具体的なこれ1例を示しながら多分説明いただいた方がお互い共通理解も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:31	とりやすいかなと思いますので、ちょっと今後のヒアリングにまたスズキものとしてご説明いただく形でもお願いしてもいいですか。ちょっと具体的な一つの区画区域、区画、違うか。
0:55:43	区域の中の一つの場所を例として説明いただければわかりやすいのかなと思います。
0:55:51	九州電力の小宮です。階段室等の取り扱いにつきましては、今後のヒアリングで具体的に説明させていただきます。
0:55:58	以上です。
0:55:59	はい。規制庁西内です。ちょっとこれはすいませんお願いなんですけど。
0:56:04	これ確か新基準NO添付図面。
0:56:08	とか、
0:56:11	区域区画境界を説明いただいている時2、これそしてまとめ資料だったかもしれないですけど、
0:56:21	そういう階段室とかについて何か徳田市で記載していたような記憶もあって、そこら辺のその新基準時にと、そもそもそういう場所をどう説明してとかっていうのを含めて多分セットでご説明いただければいいのかなと思います。説明方法も含めてご検討いただければと思いますよろしくお願いします。
0:56:39	九州電力の小宮です。階段室等の取り扱いについてを配置図上で説明したものはございませんが、本日準備しております資料の右下106ページ、
0:56:51	こちらの(2)の火災区画の設定のところ、2パラグラフ目に、再区画と設定の具体例と、
0:56:59	いうことを記載してございまして、甲斐階段等は、
0:57:07	階段等は除いて、区域区画を設定するということで記載してございます。
0:57:13	記載としてはここに記載してあるものではあるんですけども、これも踏まえまして、今後のヒアリングで具体的に説明させていただきます。以上です。
0:57:22	うん。衛藤。
0:57:25	一応念のためですけど、
0:57:28	今106ページで書いてるのはこれ火災区画としての設定の説明のところですよ。今お話いただいたらと思って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:37	区域としての話じゃないとまず思ってるんですけどあれ見ると違いましたっけ。
0:57:45	九州電力の後藤です今しがたご説明した箇所はご認識の通り火災区画のところの御説明の箇所になります。勝木に関する御説明の場所に、
0:57:58	するところで、ちょっとやはり今後のヒアリングでご説明させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁ニシウチそうですね先ほどちょっと私の確認の中で二つに分けて話しましたが、
0:58:11	区画としてこういう場所を設定していないっていうことは何かある程度一定の理解を
0:58:17	ある程度共通理解られたのかなと思っていて、どちらかというともともと区域から除外しているっていう方の説明がよく理解できなかったっていう部分なので、まずそちらの焦点、そちらの観点での説明に焦点当てていただいた方がいいのかなと思いました。よろしくお願いします。
0:58:34	九州電力五島です。了解いたしました。
0:58:37	はい。規制庁西内です。コメントNo.9 他に規制庁側から現時点で何かありますか。
0:58:45	とか材質のサイトウです。今のアノニシウチからの話については、私もちょっともう一度伺いしないと理解できないところあるなと思ったんですけど、すいませんがよろしくお願ひしたいと思います。その上でですね、
0:59:00	6、一番最初の1ページのところに書いてあるコンクリート抱く等の部分については、
0:59:10	何か
0:59:11	火災防護の話の中でどういう役割があるかみたいなのところについては、
0:59:17	理解できなくはないんですけども階段室つつて、
0:59:23	後出しジャンケンにならないように、後から先に申し上げておきますけど、安全系統を守るために
0:59:31	消火活動するために必要な通路だと思っているんですけども、
0:59:36	そうした観点でもなお
0:59:40	何か火災区画設定しないで火災区域全体として火災防護対策でいいんだみたいな話についてはですね、何かその先ちょっと議論させていただく可能性がありますんで、その旨だけご了解いただければと思います。よろしいでしょうか。
0:59:58	はい。九州電力五島です。了解いたしました。ありがとうございます。
1:00:05	はい。規制庁西内です。他によろしいですかね現時点では。はい。引き続き説明お願ひしますえとじゃNo.10 行きす。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:14	No.10 についてはこれはもう修正しましたというだけですけど規制庁がわからないから追加で確認ありますか。
1:00:23	よろしいですかね。
1:00:26	はい。続けてNo.11 です。これ確か前回私からお願いした話ですけど、補足説明資料の 34 と 35 のところで、
1:00:37	ちょっと社員の凡例を少しわかりやすくっていうところですけど、
1:00:44	すいません。
1:00:47	30 右 3637 ページですね。
1:00:52	はい。
1:00:53	衛藤前回よりはわかりやすくなっているので、
1:01:01	私としては特段これです確認を進めたいと思いますという話ですね、規制庁側から他にこのAnnualエリアのこの図面、
1:01:13	見て、ちょっとここ質問したいんですけどとかそういう話ありますでしょうか。
1:01:18	ニュアンスの配置状況的な意味合いでの質問ですね何かありますでしょうか。
1:01:38	はい。ちょっと、
1:01:43	前、私から確認したかったのか。
1:01:52	詰めてくださいね。
1:01:54	少しお待ちくださいすいません。
1:02:09	規制庁西内です。
1:02:14	コメントNo. のすいませんアノ 14 とちょっと一緒にやりたいんですけど、
1:02:19	Annualエリアのその防護対象機器って何ですかっていう話をしたときに、
1:02:25	28 ページの方で、まず、
1:02:29	まず何があるかっていうのを明記しましたっていう回答が来ていて、この安全停止機器と、
1:02:35	の関連ケーブルとニュアンス。
1:02:39	そのものっていうことだと思うんですけど、他っていう部分で、まずすいません若干さっきの図面、
1:02:48	図面じゃなくてこっちでいいかすいません 28 のポチでいいか、すいません。
1:02:54	これはそもそもまず関連ケーブルとかは、この上の概要には図示されていないって理解でよかったですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	はい。九州電力の五島です。江藤そうですね設備の設置状況の表に示しているような設備について江藤ね、図面上で、多少お示しているものはございません。以上です。
1:03:17	規制庁西内です。そういう意味でいうとすいません先ほど私全体的な資料構成これをお願いしますっていうふうをお願いしたと思うんですけど、すいません
1:03:30	こういった防護設備がこの区域区画のどこに設置されているかっていうのがわかるようにちょっと紐付けていただければ嬉しいんですけど、をお願いしてもいいですか。
1:03:44	多分ここよりかはどっちかっていうと先ほどの使用済み燃料ピット。
1:03:48	イトウとかの場所ですかね具体的には、
1:03:53	あと12ページ13ページとか、
1:03:59	九州電力の後藤ですアニュラスの場合はですね、衛藤
1:04:06	ページで言いますと、
1:04:11	35ページにお示しています
1:04:16	なぜその、
1:04:18	設計上瀬デービーの安全性だったり、SAの機能を満足できるかっていうところに、設備の設置状況に応じて何か議論が変わるようなものっていうのは、
1:04:31	ございませんので、そこについてはちょっと気さをするかどうかというところご相談させていただきたいなと思ってるんですけども、ではなくって、設備の設置状況に応じてこの、
1:04:44	レビューの安全性だったりSN機能に影響が及ぶか及ばないかっていうところが変わってくるようなものにつきましては、図示する必要があると思いますのでそういったところはちょっと、
1:04:58	今後、図示したいと思っておりますが、いかがでしょうか。規制庁西内です。そういう意味でいうと、ちょっとアニュラスエリアを例にしたのがちょっと悪かった気がするんですけど。衛藤。
1:05:11	そういう意味で、すいませんちょっと聞きたかったことのちょっと質問の仕方が私が悪かったですね。まず、ここからだったんですけど、ニュアンス他の他って何でしたっけっていうところがまず一つあって、
1:05:25	すいませんちょっとここから聞けばよかったです。はい。
1:05:27	すいません。あと、上松他の他というのはですね格納容器隔離弁のことになってございまして、衛藤校行った他っていう季沙伊井のところはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:38	今回資料の通しページで言いますと、84 ページ、別紙 7-1 という、資料の中になるんですけども、
1:05:49	8、通しページ 84 ページに、一番上ですね、表の一番上の欄に、ネットに作業にアニュラスエリアに設置している機器のすべてを載せてございます。
1:06:04	この中で放射性貯蔵等の機器等として書いているのがあるアニュラスと、原子炉格納容器隔離弁ということで記載させていただいております。
1:06:15	以上です。
1:06:16	規制庁西内です。了解しました。失礼しましたそこ別紙 7-1 つけていただいていたんですねそっか。
1:06:23	わかりました。衛藤。
1:06:26	承知しましたこれちょっと高校生だけかもしれないですけど、
1:06:31	麻生。
1:06:34	たくさんあるんだったら、他っていうのはもうわかるんですけど、一つぐらいだったらここに書いといていただいた方がわかりやすいかなっていうくらい気がしますってそれくらいですねすみません。
1:06:44	接種電力のゴトウですおっしゃる通りかと思imasので余りに多いものは別紙 7-1 を見に行く形にして、衛藤数個で収まるようなものは本文中の表に、
1:06:56	記載するように修正いたします。ありがとうございます。
1:07:00	はい。規制庁西内ですあとそもそも別紙 7-1 に飛ばす必要がどれだけあるかですね。そもそも各エリアごとに、こういうところも含めてちゃんと説明してくださいねって言っているので、
1:07:14	もう書く。
1:07:17	個別のところ溶け込ませた方が、
1:07:21	資料としても読みやすくなるのかなという気はちょっとしますがそこら辺はちょっとまたご検討いただいてもいいですか。
1:07:28	はい。九州電力の後藤です。別紙に飛ばさずに、本文中に書いたほうがいいのかどうかについて検討して、必要に応じて資料を修正いたします。以上です。
1:07:39	はい。規制庁西内です。
1:07:41	わかりましたでちょっと設備の設置状況とかで不明な点があればちょっとまた確認させていただきます。一番確認したかったと他って何でしたっけっていうところだったので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:51	了解ですありがとうございます。
1:07:54	そういう意味でいうと、なあ、コメントNo.11 と。
1:07:59	14 名にガスの防護対象機器のコメントについては私はこれで以上ですけども、何か規制庁側から確認事項ありますか。
1:08:11	と火災室のサイトウですちょっと教えてください今の 34 ページのところで、
1:08:18	第 7-3-7 表っていうのがありまして、
1:08:23	火災の規模についての表がついてるんですよ。そこにわー第 1 章の二つしか書いてなくないんですけども、後で多分オペフローの話とセットで、
1:08:36	見ていただければと思うんですが綿C。
1:08:40	がこの点を議論する際に、考えている大小で間に中というのがあるんじゃないかってのは例えば
1:08:50	後のオペフロのところであった 46 ページと 47 ページのところに、図がありますよねわかりやすい。
1:08:57	これで大中小なのかなというふうに思っている中で、この 30、
1:09:03	4 ページの、
1:09:05	大大と小としか書いてないところって、これって途中っていうのはどっちに含まれるのかなっていうところを、ちょっとすいません
1:09:16	解説していただいてもよろしいですか。
1:09:20	はい。九州電力の五島です。衛藤。
1:09:24	Cvオペフローで大中小で分けてご説明している先ほど齋藤室長におっしゃっていただいた 46 ページのところに対して、アニュアルについては大規模小規模というふたパターンで、ご説明をさせていただいてルート
1:09:38	のご指摘なんですけれども、江藤。
1:09:41	CVりう中規模の火災については、アニュアルでいうと大規模に生まれるものと考えておりまして、アニュアルで仮に
1:09:50	大規模、中規模のような天井面まで至る火災が発生した場合ですね、アニュアルはCv
1:10:00	に対して、Cvと比べてといいますかニュアンスについて通路幅通路幅じゃないのは幅がCvから格納容器の壁までのこの幅がですね●●(非開示情報)程度しか

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	ありませんで、煙の挙動としてはそのCvみたいに代々途中で異なるようなものではなくて台あっても中であっても上から積層するように、煙がおりてくるものと考えてございまして、
1:10:24	そういった意味で大規模であっても中規模であっても、事象と煙の流動としては変わらないと考えて、大規模小規模の蓋パターンとして書かせていただきました。
1:10:36	ただ火災の規模を考える上でどっちに生まれているんだっていうことが、齊藤市長のおっしゃる通りわからない構成になってしまっておりますので、
1:10:46	そういった意味では今私をご説明したような内容がわかるように、大中小で分けて、誰も中でも一緒なんだよっていうのがわかるようにちょっと資料を修正したいと思っておりますが、いかがでしょうか。
1:10:58	笠井室の齋藤です。ご説明ありがとうございました。オペフロと、今後審査して議論していく中でオペフロ等、このアニュラスのところは多分、
1:11:11	議論になると思っているんで、できれば河西のその希望感について、合わせていただいた方が多分双方でですね話がかみ合うんではないのかなと思っておりますので、
1:11:23	ちょっと対応、検討をお願いできればと思っております。
1:11:27	よろしく願いいたします。
1:11:30	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。
1:11:34	あとすいませんもう1点ちょっと教えてください。この表でノダ大規模のところに中規模も含まれるということで承知をしたんですけども、
1:11:44	要は煙感知器の設置場所で、●●(非開示情報)という数字が書いてあって、
1:11:53	その辺で期待するものが変わってきますよっていうのが多分この表の意図しているところだと思うんですねで、
1:12:03	小規模の話で●●(非開示情報)以下っていうふうに書いてあるのが小規模っていうふうに書いてあるんですけども、
1:12:12	この●●(非開示情報)以下のところはす。
1:12:16	そういう認識だということで、よかったんですねっていう要は結果 36 ページとか 37 ページの、
1:12:25	何か図面とかを拝見させていただきますと、
1:12:29	それ、それなりに高いところにあるんで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:33	兼用もできるのかなとも思いつつも御説明としてはそういう意味、設計上の位置付けとしてはそういう意味だという理解で、私の理解で今間違っていないでしょうかという確認だけです。
1:12:48	はい。九州電力の後藤です。ご認識は齋藤市長が今おっしゃられた通り、ご認識の通りでございまして、ただ、実際に火災起きたときに、●●(非開示情報)付近についてる煙感知器が大規模火災に、
1:13:05	通用しないのかって言われるとそれはまた考えるところはあるんですけども一応設計上と、設計上期待するものとしては、先ほど齋藤市長におっしゃっていただいた後、ご認識の通りでございまして。以上です。
1:13:18	はい。葛西市の齋藤です。タイ回答ありがとうございます。
1:13:24	今の説明で、要は設計上としてはということで位置付けについてですね、おっしゃりたいことについては何となくわかりましたのでとりあえず、今事実確認関係はこれ以上にいたします。私からは以上です。
1:13:40	はい。規制庁西内です。コメントNo.の12番ですかね、の方に、今、齋藤市長からのコメントをいただいた部分だと思えますけど、
1:13:51	72番についても含めてアニュラスエリア何か規制庁側から確認ありますか、よろしいですか。
1:13:59	はい。
1:14:11	はい、規制庁江原です。
1:14:13	28ページ29ページですね
1:14:18	重大事故等対象施設名なしというふうに書かれて、
1:14:23	いるんですけども、
1:14:26	通しで言うと84ページの別紙の7-1の方の、
1:14:31	Annualエリアの方を見ますと重大事故等対象施設として
1:14:37	格納容器排気塔がございまして、
1:14:40	はい。
1:14:41	そういう
1:14:42	修正が必要でしたらはい修正をお願いしますと。
1:14:47	ということです。はい。
1:14:50	はい。それが1点です。はい。
1:14:53	九州電力の後藤です。大変申し訳ありませんちょっとこちらの北山誤りがありましたので、先ほどいただいたコメント等々を踏まえて、検討する中で合わせて修正させていただきます。大変申し訳ありません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:09	はい規制庁ウエハラですよろしくお願いいたします。ちょっとニュアンスでちょっと特徴的な部分があるのでちょっともう1点確認したいんですけど36ページ37ページとか、
1:15:21	見ていただきますと、何か紫色で仕切板っていうのが縦にあってこのところでこのアニュラスエリアがちょっとこう真っ二つに、
1:15:32	なっているのかなと、そう、想像するんですけども、
1:15:38	この仕切り板によって何か感知区画とか火災区画は
1:15:44	何か、特に右と左に分ける必要はない。
1:15:48	という理解でよろしいでしょうか。
1:15:52	はい。九州電力の五島です。小村滝井。
1:15:58	ぴんぴん戸村崎田っていうところのこの仕切板はですね、完全に江藤は分け隔てているわけではなくてですね、
1:16:08	格納容器との間に隙間がございますので、煙や熱やダっていうのはツーツーで、抜けていくものであることとあと、この右下36、通しページ36ページで言う、
1:16:22	左右に0一番下にですね、0から360度の記載がございますこちら0度の方と360度が、
1:16:33	同じ位置を示してございまして、結局円筒をパカッと開いた図面になっておりますので、空間としてはすべて繋がった空間になっております。
1:16:44	なので火災が感知、何か分けて、設計を考えることが必要なエリアにはなってございません。以上です。
1:16:55	はい。規制庁植原です。ちょっとすいません。今のご説明でちょっとスツと入ってこなかったのが結局の仕切りだっていうのは、どういったものなんでしょうか何かタイかへき。
1:17:06	のようなものではなくて何か、
1:17:09	煙とか熱も何かツーツーで出ていくんですけど何かしら、 η がここに、
1:17:15	縦にこうあるっていうイメージなんですかね。はい。
1:17:20	九州電力の後藤です板がございまして、鉄板の板がございましてただ、何ですかね、このII通路をすべてをふさぎ切っているわけではなくてあの人は通れなくなってるんですけども、
1:17:34	人が通るほどの隙間はないんですけども、行き来できないくらいの板があるというふうな状況でございます。以上です。
1:17:46	規制庁江原です。はい理解いたしました人は通れないんですけど煙とか熱IIとかは通れるような会開口部のような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	ものが歩いたというふうには理解いたしましたはい。はい。私からは以上です。
1:18:02	あ、規制庁西内です。
1:18:05	若干、すみませんそもそもの話なんですけど、今確認した仕切り板ってそもそも何のためにあるんですってところだけ、今わかれば。
1:18:15	説明いただきたいんですけど。
1:18:19	九州電力の五島です。申し訳ありませんちょっと次回以降のヒアリングでご説明させていただきます。よろしくお願ひします。はい。規制庁西内です。そうですね火災感知器の設計とかそのニュアンスの設計について若干お聞きしたいというところなので、
1:18:35	別に確認事項に入れていただく必要はないので、次回以降のニュアンスの説明の際にまた、口頭で補足いただければ幸いですよろしくお願ひします。
1:18:45	衛藤じゃアニュラスコメントナンバーで言うと 14 番Dですかね。
1:18:51	江藤社長から他にありますか。よろしいですか。
1:18:54	はい。
1:18:55	続けて 15No. 15 ですけども、
1:19:00	高線量エリアの定義とか考え方のところですね。
1:19:06	ここは基本的にこの下に括弧で書いていただいているものが、
1:19:13	修正をしました後で、個人線量は法令に定める線量限度を超過するで発電所の集団線量を大幅に増加させることが想定されるってここはこれ具体的にはどういう、
1:19:26	内容を想定しているかという、
1:19:29	ページ番号で言うと、
1:19:33	麻生加古、これ以上の説明はないんでしたっけ。そっか。
1:19:37	はい。九州電力の五藤です。江藤町相馬地ください。ラフの
1:19:58	九州電力の後藤です。
1:20:01	ポツページで言いますと 67 ページをお願いいたします。
1:20:06	脱塩とエリアの江藤氏、火災感知器設計の制約、bポツの制約を示した。
1:20:15	ページになってございます。で、この中で定量括弧放射線の影響というものの中の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:24	下から年ページ 67 ページ下から 5 行目からですねさらにということで少し記載しておりますが設置に関わる集団線量が、485 人マイピアmSv で、
1:20:37	2020 年度の現在現職発電所放射線業務従事者の総線量の 2 分の 1 を超過するというので記載しております、大幅に増加させるというのは、
1:20:47	ここの考え方のことを指してございます。以上です。
1:20:55	規制庁西内です。まずう、ちょっとこれは補足説明資料でまず追記をいただきたいんですけど。
1:21:03	まずか考え方ですよね。線量限度を超えちゃいけないよっていうのはまず、これは明確であって、
1:21:10	集団線量は特段そういう線量限度を、
1:21:14	とは違う話という理解をしているんですけど。
1:21:18	集団線量を、
1:21:24	いわゆるメルクマール、消防法施行規則でオカない場所としてのメルクマールと切使う意味合いっていうところは、
1:21:33	例えば極端な話ですけど、
1:21:36	個人線量の線量限度だけで縛ってしまうと、要は人をたくさん配置すれば幾らでも設置できるよねっていうようなところを、
1:21:45	っていう考え方があって、発電所としてそういうところはあまり許容できない。
1:21:51	というような考えが根底にあって集団線量いわゆる人、
1:21:55	人mSv、
1:21:57	っていう対応感
1:21:59	使いたいとそういうような理解をすればいいんでしょうか。その法令限度は使う理由は明確なんですけど種類集団線量を使用する、九州電力としての考え方がちょっとよく理解していなかった部分があってですね。
1:22:13	はい、九州電力の後藤です集団線量を用いている理由については今菅田西井さんがおっしゃった通りで、
1:22:23	人をどんどんどん時間単位とかで引い単位とかで割り当てていけば、線量自体は下がっていくんですけども、
1:22:35	そういった作業しても、集団としての線量としてはやはり増大していくものになりますので、そういった観点でも、やはり余りに多くできるところについては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:46	設置を設計について考え直したいという意味で集団線量に、の観点を 入れさせていただいております。
1:22:54	以上です。
1:22:55	規制庁西内です。まず個人線量と集団性の二つを、過度な被ばくって いうところのメルクマールとして使いたってということについての説明を まず補足の方でしっかり書いていただいてもいいですか。
1:23:12	はい。九州電力の後藤です。了解いたしました。江藤角な被ばくとして の関係で個人線量と集団線量を用いている意味について、
1:23:21	説明資料に追記いたします。以上です。はい。規制庁西内ですよろしく お願いします。で、加えて、その2分の1ってというのは、
1:23:32	これはすいませんそう意味でいうとまずあれから2020年どうの。
1:23:37	集団線量を使っているのは、2021年度のものは今集計中ってこと なんですかね。要はこれ前々年度くらいの集団線量を目安に判断して いくということなんでしょうか。
1:23:52	九州電力の後藤です。笹木委員、
1:23:58	規制庁ニシウチですけど先にすいません多分堤さんちょっと音声 がノイズが入っている気がします。
1:24:04	はい。ありがとうございます。申し訳ございません。入りますすいませ ん。はい。ありがとうございます。すいません九州電力の後藤さん引き 続きお願いします。
1:24:12	九州電力の後藤です。
1:24:16	2020年度を用いているところなんですけども、この設計をした際にです ね、2021年度の集約結果がまだ出ていない状況でして、最近、
1:24:28	のものということで2020年度のものを用いて、総線量を、数値を参考 にしているっていうところと、あと今回、衛藤号機ごとに設計考えてお りますが、
1:24:43	総線量については発電所単位での数値を出しておりますので、それを 号機ごとというのが出ます。
1:24:54	号機ごとの数値というものがございませんので、そういった意味で2分 の1としたものを、基準値として比較してございます。以上です。
1:25:04	はい。規制庁西内です。
1:25:08	わかりました。あとちょっと集団線量そのものの理解をちょっと考え たいんですけど、まずこの集団線量は、例えばその年度ごとに発電所 でこれくらいの値に抑えますよっていう考え方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:21	そういう目標値みたいなものが発電所としてあるわけではないとまず思 っていいんでしたっけ。
1:25:28	九州電力の後藤ですご認識の通り、目標値というものがあるわけでは ございません。わかりました規制庁西内です。その上で、今回の設置、 多分この保守も含め、
1:25:39	てっていうことは最後なるのかなと思いますけど。
1:25:41	湯山設置だけでいいのかここは、予想されるこの集団線量値が半分くら いよって言うてるのは
1:25:50	さすがに
1:25:53	直近のその集団線量の実績を単体の作業だけで何か倍増させるような ものを発電所としてはちょっと考えていない。そこまで、それはちょっと発電 所の放射線管理、
1:26:06	放射線作業計画というものを考える立場としてはそこまでは考え、
1:26:10	られないというような、
1:26:13	考え方からこういうふうに設定しているというような理解をすればいいん でしょうかね、そういうと、ちょっとその考え方ですね。もう少し補足説 明書にわかるように記載いただければ幸いです。
1:26:26	はい九州電力の後藤ですこれ今の数値の設定の考え方ニシウチさん が今おっしゃったのでご認識の通りなんですすけれども、そういったと ころも含めて、まず補足説明資料で記載させていただきます。以上で す。
1:26:42	はい。規制庁西内ですありがとうございますよろしくお願いします。
1:26:46	衛藤加藤の被曝の部分コメントナンバー15 番ですけど規制庁側から他 に何か確認事項ありますか。
1:26:53	よろしいでしょうか。
1:26:55	はい。ナンバー16 番ですね、干渉物の部分について、
1:27:04	脱塩塔エリアについてはそもそももう、
1:27:08	というかあれですね
1:27:11	そもそもまず全体説明から落としましたっていうことですね。
1:27:16	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りです衛藤脱塩塔エリアについ て干渉物の記載を詳細にといいますか戸建て、ご説明していたと箇所 がございましたが、
1:27:29	干渉物についてはどのエリアでも考えているような話であって、二つ脱 塩とエリアの設計においてその干渉物が影響して何か設計が特殊にな るというようなこともありませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:40	今回、資料構成変更する中で、対象物の記載については削除いたしました。以上です。
1:27:47	はい。規制庁西内です。消防法施行規則のそもそもの設置方法のところでも、干渉物っていうものをちゃんと、それで火災の感知が妨げられないようにっていう趣旨で規定されてると思いますけども、
1:28:00	そういう意味ではいわゆる高放射線エリアとか高天井エリアと同様に、干渉物が理由でそういう設置方法ができないような区域区画はもうない。
1:28:10	で、
1:28:12	ないので、通常通り、
1:28:15	通常通り想定する事項として干渉物を想定するものの特段この説明資料で説明する内容ではないというふうに理解をしましたけどよろしいでしょうか。
1:28:25	はい。九州電力の後藤です。ご認識の通りでございます。
1:28:29	はい。規制庁西内です承知しました。何か干渉物について規制庁側から他に確認事項ありますか。
1:28:36	よろしいでしょうか。
1:28:37	はい、ありがとうございます。
1:28:39	最後の最後じゃないすみませんナンバー17ですけどもすみません17はこれあれですねNo. 6と、多分同じような、
1:28:48	構成の説明のイメージですけども、私構成としては特段問題はないかなと思っていて、ないように、内容をこれから具体的に確認を進めていって、
1:28:58	もし引き続き確認すべき事項があればそれはケースバイケースで多分追記をいただくということだと思いますけど、何か項目単位として、規制庁側からこういう項目が必要なんじゃないかとかありますか。
1:29:10	項目としてはパッケージは整っていると前徳田ないと思いますよろしいですかね。
1:29:15	はい。基本今後は、個別エリアの説明いただく時はこの構成、ナンバー6のコメントと同じですけども構成で説明をいただいて、
1:29:23	具体的に確認進める上で何か追加の確認事項があれば適時項目は追加いただく、それはそのエリアトップスペシフィックなものとして追加いただくということでお答えをお願いします。九州大学よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:36	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。今の構成で各個別エリア、今後ご説明させていただきます。よろしく申し上げます以上です。はい。規制庁西内です。ありがとうございます。
1:29:47	ナンバー18 角脱塩とエリアにおける吸い込み量が少量であることを説明ですけども、これは、
1:29:55	ちょっと1度説明簡単にいただいてもいいですか。これは示していただいただけでしたっけ。
1:30:04	九州電力の小宮です。
1:30:06	すいません簡単にご説明だけさせていただきます。
1:30:11	資料右下 91 ページ、お願いいたします。
1:30:15	こちら、補足説明資料の別紙 7-4 ということで、脱塩とエリアの開口部の天井面と脱塩とエリア内に設けられた換気空調設備の追戸路の位置関係、
1:30:27	ということで記載、資料を作成してございます。
1:30:31	脱塩とエリアにつきましては、開口部に設置する隣接エリアの煙と熱を兼用する。
1:30:41	の感知器を兼用することでもれなく確実に管理する設計としてございまして、それらの有効性を確認する上で、吸い込み位置と開口部の位置関係というところを示した資料になります。
1:30:53	その中で、1 ポツの 3 パラグラフ目、
1:30:58	2、脱塩とエリア内の換気空調設備の煙の、換気空調設備の空気の流れを記載してございまして、その中で、
1:31:08	全棟エリアの排気量というところが、空間体積に比べて極めて小さいんだという説明をしてございます。
1:31:17	それを受け、
1:31:20	その内容から、実際にどのぐらいの風量が流れているんだというところを前回確認していただきまして、その確認結果を次ページ以降の資料に記載してございます。
1:31:32	右下、
1:31:34	25 ページお願いいたします。
1:31:39	参考に川内 1 号機の一部の Patent エリアについてご説明させていただくんですが、右下 95 ページの第 3-1 図、こちらに川内 1 号機ノダ Patent エリア、
1:31:51	3ヶ所、詳細図を記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:55	上から3段に分けてどう作っております、一番上に脱塩とエリアを上から見た平面として付けてございます。
1:32:04	この平面図のところに、各寸法から割り出した空間体積を記載してございまして、一番左の絵の冷却材この書式脱塩とエリアで言いますと、
1:32:16	こちら空間体積●●(非開示情報)、湯弓削。
1:32:19	の堆積になってございます。
1:32:22	こちらに対して排気量がどのくらいかというのは、3段目一番下の断面図、記載してございましてBB断面図のところで、排気ダクトの吸込口、絵を書いているんですがその下に、
1:32:35	●●(非開示情報)メーター/secの風速と、●●(非開示情報)立米% minの風量、こちら記載してございまして、全体の空間体積に比べて、1分当たり、
1:32:48	●●(非開示情報)立米ということで、極めて小さい風量であるということを示しております。
1:32:54	同じように、川内1号機の他の脱塩とエリア、あと、川内2号機の脱塩とエリアにつきましても、図の中に風量を記載してございます。説明は以上です。
1:33:08	はい、規制庁ニシウチですわかりました。藤。
1:33:15	ちょっと前回すいませんこれ確認したか若干記憶がなくて恐縮なんですけど、
1:33:23	101ページ目以降で書いてもらって、
1:33:26	100、100ページ目以降かで書いてもらってる
1:33:30	これは基本的に念のためやっていたいものっていう理解ですけど、参考として、1、
1:33:36	書いてもらってるその煙と熱の流動解析の話ですけど、あれ、この条件に、吸い込みの条件が入ってるんですけどここに入ってないんですけど。
1:33:50	九州電力の小宮です。右下101ページの解析条件の中に、項目として排気流量を記載してございまして、そこに設計不良として
1:34:02	解析条件、入力するようにしております。以上です。
1:34:05	失礼しましたすいませんあれですね、図。そもそも表の項目としてありましたね。ありがとうございます。
1:34:15	少々お待ちください。
1:34:23	規制庁西内です。この背景理由ってさっきのその風量から算出してらって理解でよかったですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	九州電力の小宮です。その通りでございます。以上です。はい、ありがとうございます。承知しましてありがとうございます規制庁側から何か本件追加でありますかよろしいですか。
1:34:44	はい。
1:34:47	では続けて、生産エリアの話でいうと、フードの耐震の話ですけども、これはそもそも軽量の設計として、DBSAの開くこれどちらかという耐震の
1:35:02	耐震の波及的影響悪影響の方の観点ですけど、これ特段もそういう設計ではありませんということですね要は耐震性を
1:35:09	私は先日の説明だと何か耐震性を確保しますって話を確か報道であったと思うんですけどそもそもあの、
1:35:15	衛藤。
1:35:16	と東海損壊したとしてもほかに設備に影響与えませんよってそういう説明と理解すればいいですか。
1:35:23	はい。九州電力の後藤です前回ヒアリングにて、私の方からちょっと異なったご説明を最初させていただいたんですけども、今回、甲斐ナンバー19の回答に載せている設計として、
1:35:38	今後フード設計していきます。以上です。
1:35:42	はい。規制庁西内です。
1:35:44	ちょっとすいません失念してしまった部分が若干あるんですけどそもそもこのフードの材質だとか、重量感とかがどこかに書いていただきましたっけ。
1:35:54	寸法だけでしたっけ今いただいている情報は、
1:35:57	九州電力のゴトウです現状今、期待してますのは寸法だけになっております。規制庁西内です承知しましたどこかに参考という形でいいんですけども風土の材質だとか重量的な話も
1:36:12	とか感覚を掴むために記載をいただいてもいいですか。
1:36:17	はい。九州電力後藤です。了解いたしました。風土の情報を、補足説明資料に付け加えます。以上です。はい、規制庁西内です。よろしくお願ひします。フードの設計の話規制庁が何か追加でありますか。よろしいですか。
1:36:35	はい。
1:36:35	最後のコメントの20番ですけども、FDSのその1時間とした理由のところですけど、これは一番最後の別紙のところ、
1:36:47	すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:53	記載を追加行った値っていつて、
1:37:05	ちょっと待ってくださいすいません。
1:37:11	通しの 87 ページと、
1:37:14	90 ページになってございます。
1:37:34	はい。規制庁西内ですありがとうございます。ここのグラフを追加いただいたって理解でよかったでしたっけ。前回これが載ってなかったんでしたっけ。グラフというか
1:37:43	時間経過によってどういう変動していくかっていうそのの。
1:37:48	表現がなかったって理解でハッタでしたっけ。
1:37:52	はい。九州電力の後藤ですご認識の通りでして、1 時間の時点での
1:37:59	当社てった。
1:38:01	近藤で当社が評価しておりましたが、江藤 1 時間というところの理由として、グラフがあった方がわかりやすいということで、今回別紙の 7 になるの 3 に、
1:38:12	グラフをお示しさせていただいております、設計基準発生して、条件としている温度に対してですね、
1:38:23	かなり低い温度タイで、透水していることと、1 時間の時点において、もう上昇、温度上昇がかなり緩やかになっているということがこちらのグラフからわかるようになっております。以上です。
1:38:36	はい。規制庁西内です承知しますと今後 Cv のオペフロの説明も、
1:38:42	詳細いただくと思いますけども、その際にもここの繋ぎを文章上でまたご説明いただければより明確になるかなと思いますので、記載をご検討いただければと思いますよろしく願います。
1:38:58	はい。すいません。はい。
1:39:00	すいません九州電力ゴトウで了解いたしました。はい。ごめんなさい 20 他に規制庁側からありますかよろしいですか。
1:39:07	はい。
1:39:08	そうしましたら今日のヒアリング項目としては以上ですかね。
1:39:13	今日出た話と、あとは、
1:39:15	残っている部分も含めてまた次回以降ヒアリングを進めていきたいと思えますけども、
1:39:22	まずはここまで全体として九州電力か何かありますか。
1:39:28	九州元電力ゴトウです。江藤。本日いただいたコメントを踏まえた修正等まだご説明できてない個別のエリアについて次回ヒアリングにてご説明させていただき、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:39	たいと思っております。その他、特段ございません。以上です。
1:39:43	はい。同規制庁西内です。
1:39:46	規制庁蒲生ここまでで何か追加補足等なければ最後スケジュールを確認して、終わりにしたいと思いますけどよろしいですか。
1:39:59	はい。今後のちょっとスケジュールの話ですけども、
1:40:04	一応本件 11 月中中の認可希望という話で確かお聞きをしたと思いますけども、
1:40:11	ちょっと、そろそろまた、
1:40:15	最初に審査会合で、の概要をお聞きしてからちょっと時間もたっているので、
1:40:22	事実確認を引き続き進めた上で、また審査会合というところでの確認を念頭に置いていきたいんですけども、
1:40:30	今後の進め方はですねまず、まずは残っている事実確認事項をしっかりとご説明いただくというのが優先だと思いますけども九州電力通して何か今話をした内容で、
1:40:44	認識にそごとかありますでしょうか。
1:40:51	九州電力の後藤です。当社としてもまず個別エリアのご説明をさせていただくのが、
1:41:00	最優先といいますかまずはそれをやるべきだと考えておりますので、認識にそごはございません。以上です。
1:41:07	はい。規制庁西内です。承知しました。まずは引き続き資料をまた充実化いただいて資料提出をいただければと思いますよろしく願います。
1:41:18	スケジュールも含めて全体通して九州電力からよろしいですか。
1:41:33	大丈夫ですか。失礼しました。衛藤。
1:41:37	九州電力に特にございません。
1:41:39	はい。規制庁側から何かありますか。
1:41:54	あ、はいすみません規制庁の上原です。それでちょっと 1 点だけ、ちょっと先に申し上げたほうがいいかなと思っていることがございまして資料ですと 48 ページですね。
1:42:07	48 ページの一番下にエレベーション情報がございまして、
1:42:15	でですね右の 50 アノ、
1:42:18	右下 51 ページを見ていただきますと何か基本表とかを見るとこういうレッション情報ってマスキングがかかっているかなと思うんですけど、所々

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	なんか本文の中でエレベーションが何かマスキングかかってなかったりするんですけどこれは何かお考えがあるんでしょうか。
1:42:38	九州電力の後藤です。申し訳ありませんこちら衛藤島シャアの江藤作業。
1:42:45	も0になりますので、
1:42:47	今回のヒアリング資料再度ちょっと公開資料について、送付させていただきたいと考えております。
1:42:56	以上です。
1:42:57	はい。規制庁植原です。はいご対応のほどよろしく願いいたします。
1:43:03	あとですね
1:43:06	はい。
1:43:30	規制庁西内です。
1:43:32	江藤すいません今日、用いたヒアリング資料そのものに修正は入らないんだけど、公開する時のちょっと商業機密とかの関係でのマスキング箇所だけちょっと修正をして、
1:43:44	再度ご事務的にご提出をいただくという理解でよかったですよね。
1:43:49	はい。九州電力の後藤です。ご理解の通りでございます申し訳ありませんがよろしく願いいたします。はい。規制庁西内です。了解しました。
1:43:58	江藤規制庁側から他に全体として何かありますか。よろしいですか。
1:44:02	はい。
1:44:03	そうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。
1:44:09	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。